

嬉野市
第5期障がい福祉計画
素案

パブリックコメント用計画素案

平成30年1月9日

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の策定と推進の方法	5
1 計画の策定方法	5
2 計画の推進方法	5
（1）庁内ならびに関係機関との連携強化	5
（2）国や県、近隣市町との連携強化	6
（3）さまざまな組織・団体との協働体制強化	6
（4）広報・啓発活動の推進	6
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	7
第1節 人口・世帯の状況	7
1 人口構成の状況	7
2 世帯構成の状況	8
第2節 障がい者手帳所持者などの状況	9
1 身体障がいのある人の状況	9
2 知的障がいのある人の状況	10
3 精神障がいのある人の状況	11
4 難病患者の状況	12
第3章 計画の基本的な考え方	13
第1節 基本的な視点	13
1 地域共生社会の実現に向けた取り組み	13
2 自己決定の尊重と意思決定の支援	13
3 身近で一元的な障がい福祉サービスなどの提供	13
4 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援	14
第2節 サービス・支援の体系	15
第4章 障がい福祉サービス	17
第1節 訪問系サービス	17
1 サービスの内容、実績および見込量	17
2 支援の方向性	19
第2節 日中活動系サービス	19
1 サービスの内容、実績および見込量	19
2 支援の方向性	23

第3節 居住系サービス	24
1 サービスの内容、実績および見込量	24
2 支援の方向性	25
第4節 相談支援	25
1 サービスの内容、実績および見込量	25
2 支援の方向性	27
第5章 地域生活支援事業	28
第1節 必須事業	28
1 サービスの内容、実績および見込量	28
2 支援の方向性	32
第2節 任意事業	32
1 サービスの内容、実績および見込量	32
2 支援の方向性	33
第6章 障がいのある子どもへの支援	34
第1節 通所支援	34
1 サービスの内容、実績および見込量	34
2 支援の方向性	35
第2節 相談支援	35
1 サービスの内容、実績および見込量	35
2 支援の方向性	36
第7章 平成32年度に向けた数値目標	37
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	37
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	37
3 地域生活支援拠点等の整備	37
4 福祉施設から一般就労への移行等	38
5 障がい児支援の提供体制の整備等	38
（1）児童発達支援センターの設置	38
（2）保育所等訪問支援の充実	38
（3）重症心身障がい児を支援する事業所の確保	39
（4）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	39

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい保健福祉施策においては、障がいのある人と障がいのある子どもが、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活および社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざして、制度が整備されてきました。

障がい福祉サービスなどについては、平成 15 年度より、障がいのある人に必要なサービス内容などを行政が決定する措置制度から、障がいのある人が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度に転換した後、平成 18 年度の障害者自立支援法の施行により、身体障がいおよび知的障がいのある人に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度が確立しました。さらに、平成 25 年度には、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が施行されました。

障がいのある子どもに対する支援については、平成 24 年度施行の改正児童福祉法により、障がい児施設の再編と、障がい児通所支援として放課後等デイサービスなどが創設されました。また、平成 30 年度からは、障がいのある子どもを支援するサービスについての提供体制の計画的な構築を推進するため、児童福祉法の定めにより、市町村において障がい児福祉計画を策定することになりました。

嬉野市においては、障害者自立支援法（平成 25 年度以降は障害者総合支援法）に基づく「嬉野市障がい福祉計画」の第 1 期計画（平成 19 年度～20 年度）、第 2 期計画（平成 21 年度～23 年度）、第 3 期計画（平成 24 年度～26 年度）、第 4 期計画（平成 27 年度～29 年度）により、障がい者施策の推進ならびに障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ってきました。

第 4 期計画の計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした嬉野市の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、「嬉野市第 5 期障がい福祉計画および第 1 期障がい児福祉計画（平成 30 年度～32 年度）」（以下、「本計画」）を策定し、嬉野市における障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ります。

なお、本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第 2 条の定義で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がいのある人で、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。ここでいう「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

【障がい者施策関連法令などの動向】

年	国の動き
平成 14 年 2002 年	●障害者基本計画（第2次）の策定
平成 15 年 2003 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 2005 年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 2006 年	○障害者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年 2007 年	★障害者権利条約署名
平成 21 年 2009 年	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 2010 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 年 2011 年	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定および障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 2012 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 2013 年	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病などを追加） ○障害者優先調達推進法 施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第3次）の策定
平成 26 年 2014 年	★障害者権利条約批准
平成 28 年 2016 年	○障害者差別解消法 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助 ○[改正]発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

第2節 計画の位置づけ

嬉野市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、また、嬉野市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。また、嬉野市では、障がい福祉計画および障がい児福祉計画を一体的な計画として策定するものとします。

障害者基本法に基づく「嬉野市障がい者福祉計画」が嬉野市における障がい者施策全般に関する基本計画であるのに対して、障がい福祉計画および障がい児福祉計画は、障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの提供に関する体制やサービスを確保するための方策などを示す事業計画として位置づけられます。

障がい福祉計画および障がい児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や「佐賀県障害福祉計画」、また、嬉野市における上位計画である「嬉野市総合計画」との整合を図りつつ、「嬉野市障がい者福祉計画」や、「嬉野市地域福祉計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

第3節 計画の期間

第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

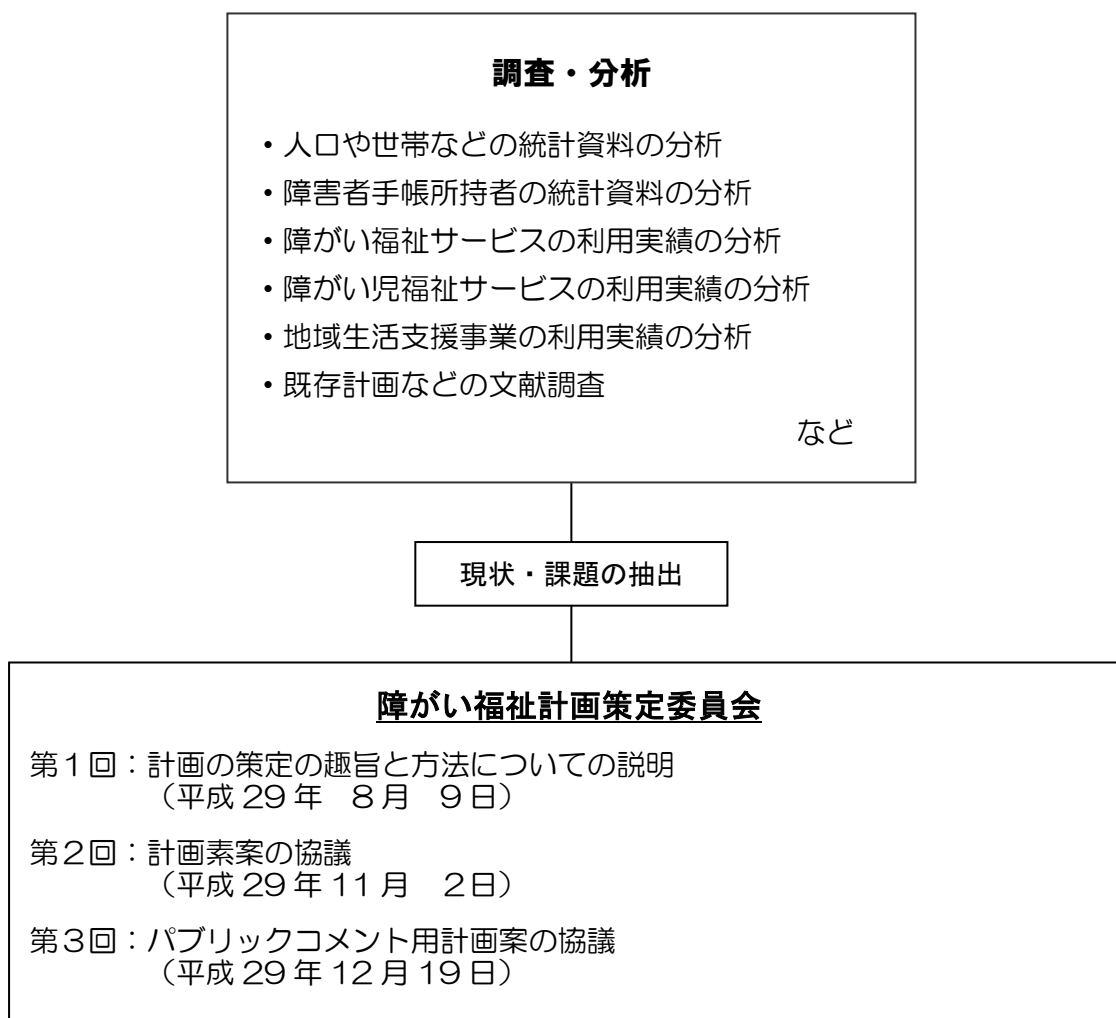
ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

<計画の期間>

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
	第2次障がい者福祉計画					第3次障がい者福祉計画								
第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
						第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

第4節 計画の策定と推進の方法

1 計画の策定方法



2 計画の推進方法

(1) 市内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係部署との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

（２）国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、杵籐地区自立支援協議会の充実と機能強化を図っていくとともに、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

（３）さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、相談支援事業所や障がい児相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所や障がい児通所サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

（４）広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、相談支援事業所や障がい児相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所や障がい児通所サービス事業所、社会福祉協議会などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現をすすめます。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 人口・世帯の状況

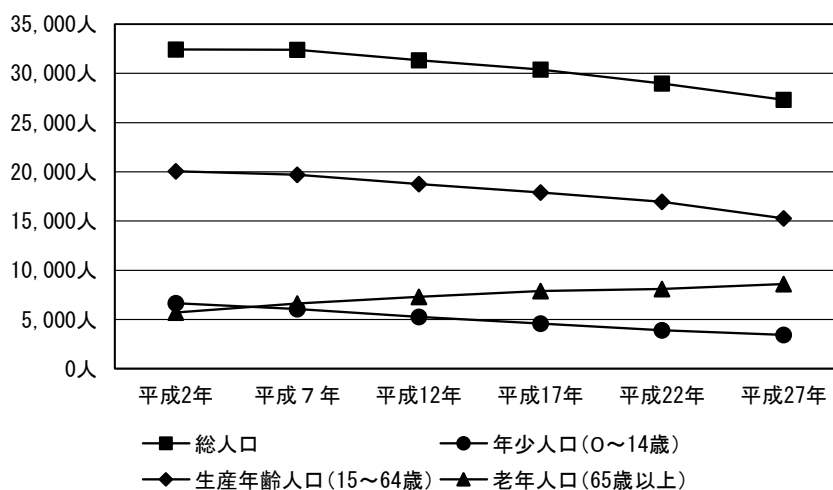
1 人口構成の状況

嬉野市の総人口は減少傾向にあり、平成2年の32,421人から平成27年には27,336人となり、25年間で5,085人減少しました。

年少人口（0～14歳）は、平成2年の6,652人から平成27年には3,431人となりました。総人口に占める割合でみると、平成2年に20.5%であったものが、平成27年には12.6%となり、減少となりました。生産年齢人口（15～64歳）は、平成2年の20,056人から平成27年には15,268人となりました。総人口に占める割合でみると、平成2年に61.9%であったものが、平成27年には55.9%となり、減少となりました。老年人口（65歳以上）は、平成2年の5,711人から平成27年の8,610人となりました。総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には17.6%であったものが、平成27年には31.5%となり、一貫して増加となりました。

嬉野市では、団塊の世代が65歳以上となったことに伴い、高齢化が急速に進行しています。また、子どもを産み育てる世代の人口減少もあり、少子化も進行しています。

＜年齢3区分別人口構成の推移＞



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	32,421	32,389	31,324	30,392	28,984	27,336
年少人口 (0歳～14歳)	6,652 20.5%	6,065 18.7%	5,264 16.8%	4,571 15.0%	3,907 13.5%	3,431 12.6%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	20,056 61.9%	19,711 60.9%	18,755 59.9%	17,917 59.0%	16,953 58.5%	15,268 55.9%
老年人口 (65歳以上)	5,711 17.6%	6,613 20.4%	7,291 23.3%	7,900 26.0%	8,113 28.0%	8,610 31.5%

※総人口は年齢不詳を含む

資料：国勢調査

2 世帯構成の状況

嬉野市の一般世帯総数は、平成2年の8,572世帯から平成27年の9,152世帯となり、25年間で580世帯増加しました。

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯総数に占める割合は、ほとんど変化がありませんでした。核家族世帯のうち、高齢者夫婦のみの世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）の割合に注目すると、平成2年に10.4%であったものが、平成27年には21.5%となりました。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年の1,392世帯から平成27年には2,359世帯となり、25年間で967世帯増加しました。単独世帯のうち、高齢者のひとり暮らし世帯の割合に注目すると、平成2年に29.8%であったものが、平成27年には44.7%となりました。

高齢者のみの世帯が急速に増加している様子がうかがえます。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯 総数	核家族 世帯数	高齢者 夫婦のみ	単独 世帯数	高齢者 ひとり暮らし
平成2年	8,572	4,091	425	1,392	415
	100.0%	47.7%	5.0%	16.2%	4.8%
		100.0%	10.4%	100.0%	29.8%
平成7年	9,128	4,206	562	1,859	527
	100.0%	46.1%	6.2%	20.4%	5.8%
		100.0%	13.4%	100.0%	28.3%
平成12年	9,255	4,411	696	1,976	689
	100.0%	47.7%	7.5%	21.4%	7.4%
		100.0%	15.8%	100.0%	34.9%
平成17年	9,320	4,467	783	2,137	786
	100.0%	47.9%	8.4%	22.9%	8.4%
		100.0%	17.5%	100.0%	36.8%
平成22年	9,259	4,450	855	2,236	871
	100.0%	48.1%	9.2%	24.1%	9.4%
		100.0%	19.2%	100.0%	39.0%
平成27年	9,152	4,602	988	2,359	1,054
	100.0%	50.3%	10.8%	25.8%	11.5%
		100.0%	21.5%	100.0%	44.7%

資料：国勢調査

第2節 障がい者手帳所持者などの状況

1 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成25年の1,598人と平成29年の1,612人を比較すると14人増加しましたが、この間、大きな増減はありませんでした。

年代別でみると、身体障害者手帳所持者の多くが65歳以上で、平成29年には、65歳以上の身体障害者手帳所持者が1,243人で、全体の77.1%を占めました。障がい程度別でみると、最重度である身体障害者手帳1級が最も多く、次いで4級が続きました。平成29年には、身体障害者手帳1級の所持者と2級の所持者を合わせると691人で、全体の42.9%を占め、重度の身体障害者手帳所持者が半数近くとなりました。障がい種別でみると、肢体不自由のある人が最も多く、平成29年には900人で、全体の55.8%を占めました。

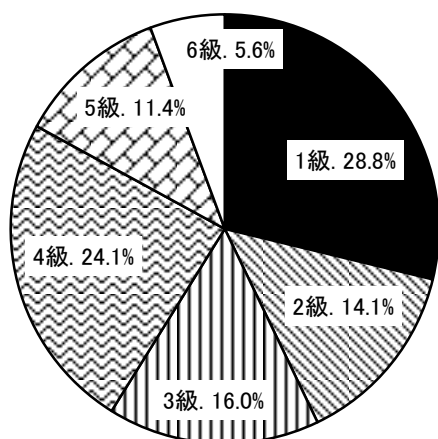
＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

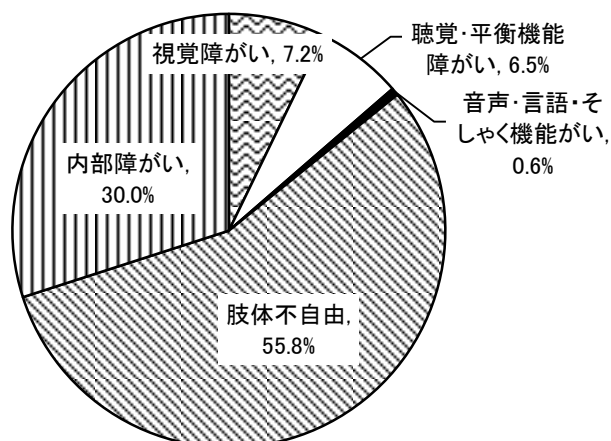
区 分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合 計		1,598	1,606	1,614	1,621	1,612
年代別	18 歳未満	20	15	18	18	18
	18 歳～64 歳	401	384	368	358	351
	65 歳以上	1,177	1,207	1,228	1,245	1,243
障がい程度別	1 級	470	472	472	474	464
	2 級	242	239	238	234	227
	3 級	265	267	261	262	258
	4 級	358	363	374	382	388
	5 級	174	172	178	181	184
	6 級	89	93	91	88	91
障がい種別	視覚障がい	124	119	115	116	116
	聴覚・平衡機能障がい	107	103	100	101	104
	音声・言語・そしゃく機能障がい	10	10	8	8	9
	肢体不自由	904	910	918	906	900
	内部障がい	453	464	473	490	483

資料：福祉課（各年3月31日現在）

＜障がい程度別の割合（平成 29 年）＞



＜障がい種別の割合（平成 29 年）＞



2 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者数は、平成 25 年の 341 人と平成 29 年の 363 人を比較すると 22 人増え、この間、平成 28 年の 380 人が最も多くなりました。

年代別でみると、療育手帳所持者の多くが 18 歳～64 歳で、平成 29 年では、18 歳～64 歳の療育手帳所持者が 262 人で、全体の 72.2%を占めました。障がい程度別でみると、重度である療育手帳 A の所持者のほうが、中・軽度の B よりも少なく、平成 29 年では、療育手帳 A の所持者が 148 人で、全体の 40.8%を占めました。

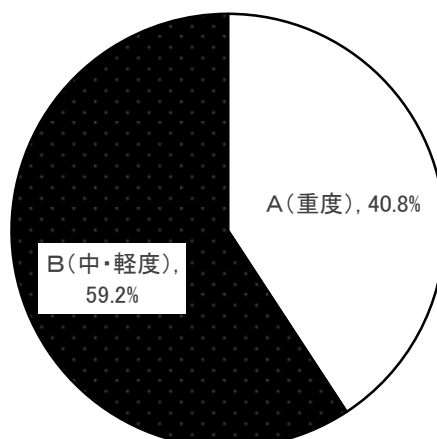
＜療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合 計		341	366	368	380	363
年代別	18 歳未満	48	47	43	50	44
	18 歳～64 歳	250	269	271	277	262
	65 歳以上	43	50	54	53	57
障がい程度別	A(重度)	151	158	160	165	148
	B(中・軽度)	190	208	208	215	215

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

＜障がい程度別の割合（平成 29 年）＞



3 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成 25 年の 154 人と平成 29 年の 195 人を比較すると 41 人増えました。

年代別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者のほとんどが 18 歳～64 歳で、平成 29 年では、18 歳～64 歳の精神障害者保健福祉手帳所持者が 181 人で、全体の 92.8%を占めました。障がい程度別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の多くが 2 級で、平成 29 年では、精神障害者保健福祉手帳 2 級の所持者が 146 人で、全体の 74.9%を占めました。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、平成 25 年の 364 人と平成 29 年の 392 人を比較すると 28 人増え、この間、平成 28 年の 375 人が最も多くなりました。

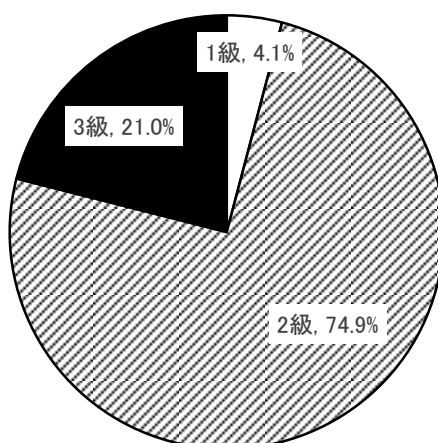
<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合 計		154	148	169	176	199
年代別	18 歳未満	0	0	3	9	10
	18 歳～64 歳	139	132	152	152	172
	65 歳以上	15	16	14	15	17
障がい 程度別	1 級	10	7	8	8	10
	2 級	124	121	135	136	147
	3 級	20	20	26	32	42

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

<障がい程度別の割合（平成 29 年）>



<自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移>

単位：人

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	364	344	367	375	392

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

4 難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）などが難病に該当します。

難病のうち、平成 26 年 12 月までは、130 の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56 の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患（11 疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成 27 年 1 月 1 日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。医療費助成制度の対象となる指定難病は、平成 29 年 4 月から 330 疾病となりました。また、小児慢性特定疾病は、平成 29 年 4 月から 722 疾病となりました。

本市での特定医療費（指定難病）受給者証の所持者は、平成 29 年には 235 人となり、また、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は、平成 29 年には 39 人となりました。

＜特定医療費（指定難病）受給者証所持者数などの推移＞

単位：人

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数	218	215	222	235	235
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数	25	32	34	39	39

資料提供：佐賀県（各年 3 月 31 日現在）

平成 27 年以降のデータは新しい医療費助成制度に基づく人数

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な視点

1 地域共生社会の実現に向けた取り組み

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざします。そのために、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保などについての取り組みを計画的に推進します。

2 自己決定の尊重と意思決定の支援

「地域共生社会」を実現するため、障がいのある人や障がいのある子どもの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮することを大切にします。

障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスおよび相談支援、地域生活支援事業、ならびに障がいのある子どもが必要とする障がい児通所支援および障がい児相談支援、その他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、それらのサービスや支援の提供体制の整備を推進します。

3 身近で一元的な障がい福祉サービスなどの提供

従来は、身体障がいと知的障がいは障がい者施策、精神障がいは主として保健・医療施策の対象であり、障がい種別に法律が制定され事業体系が分立していましたが、障害者自立支援法の施行、さらに、同法が改正された障害者総合支援法において、障がい福祉サービスや地域生活支援事業が共通の制度のもとで一元的に提供される仕組みが確立しました。また、障がい福祉サービスや地域生活支援事業、障がい児通所支援の対象となる範囲として、発達障がいや高次脳機能障がいについては、精神障がいに含むことが確認されるとともに、難病患者も含むものとされました。

このような障がい種別などの違いを越えた一元的なサービスや支援の提供の仕組みのもとで、一人ひとりのニーズに応じて、可能な限り身近な地域で提供できる体制を整えていくとともに、広域的な連携を強化しながら、量や質の充実を図ります。

相談支援ならびに障がい児相談支援においては、ケアマネジメントの手法を活用しながら、個人の特性をきちんととらえ、自己選択と自己決定を尊重し、意思決定を支援することが重要です。

4 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子どもの健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいのある子どもおよびその家族に対し、障がいの可能性がある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援や障がい児支援の充実を図るとともに、県の適切な支援を引き続き求めながら、障がいのある子どもの地域支援体制の構築を図ります。

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第2節 サービス・支援の体系

サービス・支援・事業	サービス・支援・事業の種類	具体的なサービス・支援・事業
障がい福祉サービス	1 訪問系サービス	①居宅介護
		②重度訪問介護
		③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障害者等包括支援
	2 日中活動系サービス	①生活介護
		②自立訓練（機能訓練）
		③自立訓練（生活訓練）
		④就労移行支援
		⑤就労継続支援（A型）
		⑥就労継続支援（B型）
		⑦就労定着支援
		⑧療養介護
		⑨福祉型短期入所
		⑩医療型短期入所
	3 居住系サービス	①自立生活援助
		②共同生活援助
		③施設入所支援
	4 相談支援	①地域相談支援（地域移行支援）
		②地域相談支援（地域定着支援）
		③計画相談支援

サービス・支援・事業	サービス・支援・事業の種類	具体的なサービス・支援・事業
地域生活支援事業	1 必須事業	①理解促進研修・啓発事業
		②自発的活動支援事業
		③相談支援事業
		④成年後見制度利用支援事業
		⑤成年後見制度法人後見支援事業
		⑥意思疎通支援事業
		⑦日常生活用具給付等事業
		⑧手話奉仕員養成研修事業
		⑨移動支援事業
		⑩地域活動支援センター機能強化事業
	2 任意事業	①日常生活支援
障がいのある 子どもへの支援	1 通所支援	①児童発達支援
		②放課後等デイサービス
		③保育所等訪問支援
		④居宅訪問型児童発達支援
		⑤医療型児童発達支援
	2 相談支援	①障がい児相談支援

第4章 障がい福祉サービス

第1節 訪問系サービス

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成27～29年度の各サービスの利用者数ならび利用量の実績を基礎として、平成30年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらを乗じることによって、各サービスの見込量を算出しました。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護（ホームヘルプ）	実人数（／月）	30	29	27	29	29	29
	時間（／月）	621	642	514	619	619	619

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度訪問介護	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	時間（／月）	0	0	0	0	0	0

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

③ 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある人の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
同行援護	実人数（／月）	3	6	3	6	7	7
	時間（／月）	33	76	36	77	90	90

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

④ 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
行動援護	実人数（／月）	3	3	3	3	3	3
	時間（／月）	37	46	58	51	51	51

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

このサービスでは、さまざまなサービスを組み合わせ手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
重度障害者等包括支援	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	時間（／月）	0	0	0	0	0	0

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

2 支援の方向性

障がいのある人や障がいのある子ども、難病を患っている人のそれぞれの特性に応じるため、障がい福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、ホームヘルパーなどの養成と確保を働きかけるなど、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけていきます。

第2節 日中活動系サービス

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成27～29年度の各サービスの利用者数ならびに利用量の実績を基礎として、平成30年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

① 生活介護

常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所によりさまざまなサービスを提供し、障がいのある人の社会参加と福祉の増進を支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	実人数（／月）	79	78	82	82	84	85
	人日（／月）	1,638	1,618	1,730	1,714	1,756	1,777

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談および助言などの支援を行います。

このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立訓練（機能訓練）	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	人日（／月）	0	0	0	0	0	0

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた人などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある人の地域生活への移行を支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立訓練（生活訓練）	実人数（／月）	3	4	4	4	4	4
	人日（／月）	65	60	82	82	82	82

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

④ 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労に必要な知識や能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	実人数（／月）	12	16	9	22	26	30
	人日（／月）	186	250	145	354	418	481

＊平成 27 年度、28 年度の実績は、1 年間の平均値。平成 29 年度の見込みは、4～10 月の平均値

＊第 5 期での見込量は、「第 7 章 平成 32 年度に向けた数値目標：4 福祉施設から一般就労への移行等」で示す就労移行支援事業利用者数の目標値を踏まえて算出しました。

⑤ 就労継続支援（A 型）

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A 型）	実人数（／月）	25	27	32	35	38	41
	人日（／月）	485	537	621	703	763	823

＊平成 27 年度、28 年度の実績は、1 年間の平均値。平成 29 年度の見込みは、4～10 月の平均値

⑥ 就労継続支援（B 型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A 型）や一般就労への移行をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
就労継続支援（B型）	実人数（／月）	90	86	89	88	88	88
	人日（／月）	1,480	1,431	1,537	1,477	1,477	1,477

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

⑦ 就労定着支援

就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対し、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な事業所の事業主、障がい福祉サービス事業所、医療機関などとの連絡調整などを行うサービスです。

平成30年度から新たに実施される障がい福祉サービスです。

このサービスを通じて、通常の事業所に雇用された障がいのある人の就労の継続と定着をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
就労定着支援	実人数（／月）	—	—	—	7	8	9

＊第5期での見込量は、「第7章 平成32年度に向けた数値目標：4 福祉施設から一般就労への移行等」で示す就労に移行すると見込まれる障がいのある人が、すべてこのサービスを利用するものとして算出しました。

⑧ 療養介護

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
療養介護	実人数（／月）	20	19	20	20	20	20

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

⑨ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

障がい者支援施設などにおいて実施される「福祉型」と、病院や診療所、介護老人保健施設において実施され、重症心身障がいなどのある人や子どもが利用する「医療型」があります。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
短期入所（ショートステイ）	実人数（／月）	12	15	15	18	20	22
	人日（／月）	94	94	91	127	141	155

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

＊短期入所（ショートステイ）の実績と見込みの利用者数のうち、2人は「医療型」の利用者。

2 支援の方向性

障がい福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、支援や訓練を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、利用ニーズの把握に努め、障がい福祉サービス事業者などと連携してサービス調整を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。あわせて、公共職業安定所や保健福祉事務所、商工会、障がい福祉サービス事業者、民間企業、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関とのネットワークの形成および障害者トライアル雇用やジョブコーチ制度などの活用を促進します。

第3節 居住系サービス

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成27～29年度の各サービスの利用者数の実績を基礎として、平成30年度以降、想定される利用者数を統計学的に予測することで、各サービスの見込量を算出しました。

① 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人などが居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言など援助を行うサービスです。

平成30年度から新たに実施される障がい福祉サービスです。

このサービスを通じて、居宅などでの生活をはじめた障がいのある人の地域生活の継続と定着をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立生活援助	実人数（／月）	—	—	—	2	4	7

*第5期での見込量は、「第7章 平成32年度に向けた数値目標：1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」で示す地域生活に移行すると見込まれる障がいのある人が、すべてこのサービスを利用するものとして算出しました。

② 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。ただし、共同生活が苦手な利用者にとってはデメリットとなることもあります。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
共同生活援助 （グループホーム）	実人数（／月）	41	44	47	49	52	55

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

③ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
施設入所支援	実人数（／月）	75	70	71	69	68	67

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

2 支援の方向性

共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられます。自立生活援助についても同様です。そのため、地域住民の理解を促すとともに、障がい福祉サービス事業者や障がいのある人にかかわる諸団体などへの情報提供などを行い、整備の支援に努めます。

施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障がい支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

第4節 相談支援

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成27～29年度の障がい福祉サービスの利用者数の実績を基礎として、平成30年度以降、想定される利用者数を統計学的に予測することで、各サービスの見込量を算出しました。

① 地域移行支援

障がい者支援施設などに入所している人、精神科病院に入院している人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。

このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある人の地域生活への

円滑な移行をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域移行支援	実人数	0	0	0	1	1	1

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

② 地域定着支援

単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある人の地域生活の継続をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域定着支援	実人数	0	0	0	1	1	1

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

③ 計画相談支援

サービス利用支援では、障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

このサービスでは、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

継続サービス利用支援では、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

このサービスでは、サービス利用支援と同様、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	実人数	195	205	212	249	261	272

＊平成27年度、28年度の実績は、年間の実利用者数。平成29年度の見込みは、10月の計画相談支援対象者数（決定者数）

2 支援の方向性

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人が、ニーズに応じた福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。

また、障がい者支援施設などに入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人の地域移行や地域定着を進めるため、相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応等）の充実を図ります。そのため、対象者の把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

第5章 地域生活支援事業

第1節 必須事業

1 サービスの内容、実績および見込量

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活など社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

具体的には、障がいのある人の支援活動を行うボランティア団体などへの助成金を支給するとともに、障がいのある人やその家族の団体などに対しては、活動にあたっての補助金を支給します。また、災害対策として、地域での避難行動要支援者を含めた避難訓練の検討し、その実施にあたっての支援に努めます。

③ 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

【障がい者相談支援事業】

障がいのある人や家族などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行います。

障がい者相談支援事業	実施形態	市単独
	実施者	委託先： 社会福祉法人 たちばな会

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障がい者相談支援事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度利用支援事業	のべ件数	1	1	1	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

本事業の効率的かつ有効な展開を図るため、高齢者福祉部門と連携して取り組みます。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

意思疎通支援事業	実施形態	市単独
	実施者	委託先： 一般社団法人 佐賀県聴覚障害者協会

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者派遣	のべ回数	4	3	8	8	8	8
要約筆記奉仕員派遣	のべ回数	0	0	0	1	1	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付または貸与を行います。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、その他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいすなどのうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具および衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	のべ件数	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具		8	1	4	4	4	4
在宅療養等支援用具		4	4	2	3	3	3
情報・意思疎通支援用具		3	7	6	6	6	6
排泄管理支援用具		596	613	672	710	750	790
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）		0	1	0	1	1	1

※件数は、1か月分を1件とする。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、嬉野市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

実績および見込量	単位等	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	0	0	1	3	3	3

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

個別支援が必要な障がいのある人に対するマンツーマンでの支援（個別支援型）、グループ活動などの複数に対する同時支援（グループ支援型）を行います。

実績および見込量	単位等	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援事業 （個別支援型）	実利用者数	38	38	30	35	35	35
	のべ時間	1,420	1,473	1,800	2,100	2,100	2,100

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

嬉野市では、地域活動支援センターⅡ型を設置しています。

地域活動支援センターⅡ型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など（基礎的事業）に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。

地域活動支援センター	実施形態	市単独
	実施者	委託先：社会福祉法人 たちばな会 施設：第一たちばな学園

実績および見込量	単位等	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援センターⅡ型	実施か所数	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

2 支援の方向性

事業内容の広報や啓発に努めながら、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援を推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための学びの場や活動の場の充実を図ります。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

第2節 任意事業

1 サービスの内容、実績および見込量

上記「第1節 必須事業」のほか、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むために求められる日常生活支援（福祉ホーム、訪問入浴サービス、日中一時支援）を行います。

① 日常生活支援

【福祉ホーム】

家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く）に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用できるようにするとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所など関係機関との連絡、調整などを行います。

【訪問入浴サービス】

外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴および清拭、またはこれに伴う介護を提供します。

【日中一時支援】

日中において監護する人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある人に対して、社会福祉法人や障がい福祉サービス事業所などが、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労および一時的な休息を支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
福祉ホーム	実利用者数	4	4	4	4	4	4
訪問入浴サービス	実利用者数	1	3	1	1	1	1
	のべ回数	153	177	156	150	150	150
日中一時支援	実利用者数	12	17	11	13	13	13
	のべ回数	451	605	700	830	830	830

2 支援の方向性

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

第6章 障がいのある子どもへの支援

第1節 通所支援

1 サービスの内容、実績および見込み

【見込量の算出方法】

平成 27～29 年度の各サービスの利用者数ならび利用量の実績を基礎として、平成 30 年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることによって、各サービスの見込量を算出しました。

① 児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」、居宅に訪問して行う「居宅訪問型」があります。「居宅訪問型」は平成 30 年度から新たに実施される児童発達支援です。

実績および見込み	単位	実績		見込み	第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	実人数（／月）	18	20	20	24	26	29
	人日（／月）	97	129	144	150	163	181
医療型児童発達支援	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	人日（／月）	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	実人数（／月）	—	—	—	0	0	0
	人日（／月）	—	—	—	0	0	0

*平成 27 年度、28 年度の実績は、1 年間の平均値。平成 29 年度の見込みは、4～10 月の平均値

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
放課後等デイサービス	実人数（／月）	14	17	25	28	32	37
	人日（／月）	172	233	327	372	425	491

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

③ 保育所等訪問支援

障がい児施設で支援の経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
保育所等訪問支援	実人数（／月）	1	1	1	1	1	1
	人日（／月）	1	1	1	1	1	1

＊平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～10月の平均値

2 支援の方向性

障がい福祉サービス事業者や医療機関などとの連携を強化するとともに、支援や訓練を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービスを利用する障がいのある子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

第2節 相談支援

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成27～29年度の障がい児通所支援の利用者数の実績を基礎として、平成30年度以降、想定される利用者数を統計学的に予測することで、各サービスの見込量を算出しました。

【サービスの内容】

障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）などの支援を行います。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障がい児相談支援	実人数	12	19	26	35	39	44

＊平成27年度、28年度の実績は、年間の実利用者数。平成29年度の見込みは、10月の障がい児相談支援対象者数（決定者数）

2 支援の方向性

サービスを利用するすべての障がいのある子どもが、その子どもや家族のニーズに応じたサービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象となる子どもの把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

第7章 平成 32 年度に向けた数値目標

障がいのある人や障がいのある子どもの自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成 32 年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービスや障がい児通所支援などを提供する体制の確保に関する成果目標を、国の基本指針に即して、以下のとおり設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	考 え 方
入所者数（基準値）	69 人	平成 28 年度末の人数（A）
目標年度入所者数	67 人	平成 32 年度末時点の利用見込み（B）
目標値 （削減見込み）	2 人	$(A) - (B) = (C)$
	2.9%	$(C) \div (A) = (D)$ （国の基準 2%以上）
目標値 （地域生活移行数）	7 人	施設入所からグループホーム等への移行者数（E）
	10.1%	$(E) \div (A)$ （国の基準 9%以上）

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行をすすめていくためには、精神科病院や地域相談支援を行う事業所などによる努力だけでは限界があり、市や関係行政機関を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みの推進が必要になります。このようなことから、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人の支援にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることが大切になります。

嬉野市では、精神障がいのある人の包括的な支援を推進するための保健、医療、福祉関係者による協議の場として、杵藤圏域で平成 32 年度末までに、協議の場を設置し、その機能の充実を図ります。

3 地域生活支援拠点等の整備

同居家族から離れて暮らすことを希望する障がいのある人を支援するために、地域生活への移行、同居家族から離れて暮らすことに関する相談、ひとり暮らしやグループホームへの入居などの体験の機会や場の提供、ショートステイの利便性の向上などによる緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携などによる専門性の確保、サービス拠点の整備やコーディネーターの配置など、地域の体制づくりが求められています。

また、障がいのある人の高齢化・重度化とともに、「親亡き後」を見据えながら、地域における支援体制をさらに強化する必要があります。

嬉野市では、平成 30 年度から、障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等（地域生活拠点等）を整備し、24 時間 365 日の支援を行っていきます。

なお、地域生活拠点等とは、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受入や対応、専門性の確保や地域の体制づくりなど）の集約を行う拠点、もしくは地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な体制をいいます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	考 え 方
年間一般就労移行者数 （基準値）	6 人	福祉施設の利用者のうち、平成 28 年度中に一般就労した人の数
目標値（目標年度の年間一般就労移行者数）	9 人	福祉施設の利用者のうち、平成 32 年度中に一般就労する人の数（国の基準：平成 28 年度の基準値の 1.5 倍以上）
就労移行支援事業利用者数 （基準値）	14 人	平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数
目標値（目標年度の就労移行支援事業利用者数）	30 人	平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数（国の基準：平成 28 年度の基準値の 1.2 倍以上）

＊就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざします

＊就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることをめざします。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

（1）児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援などを実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図っていくことが大切になります。

嬉野市では、杵藤圏域において、現在ある1施設の同センターの利用促進と周知をすすめていきます。

（2）保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援は、平成 24 年 4 月 1 日施行の改正児童福祉法により創設された支援であり、平成 30 年度からは、訪問支援の対象が従来の保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校および特別支援学校などに加えて、乳児院や児童養護施設に入所して

いる施設に拡大されます。

嬉野市では、杵藤圏域において、現在ある2事業所の保育所等訪問支援が円滑に行えるよう、子育て支援担当課や教育委員会などに対して事業の趣旨を説明し、協力を求めながら、同訪問支援を利用しやすい体制の構築をすすめます。

（３）重症心身障がい児を支援する事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスなどを受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発などを行いながら、支援体制の充実を図っていくことが大切になります。

嬉野市では、現在市内にある1事業所を活用し、重症心身障害児の支援を行っていきます。

（４）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が身近な地域で心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの各関連分野の支援が受けられることが大切です。そのために、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育所、学校などの関係者が連携を図るための協議の場を設け、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要となります。また、医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進することも大切になります。

嬉野市では、平成30年度末までに、医療的ケア児の適切な支援の協議の場として、「杵藤地区自立支援協議会」を中心に、その機能の充実を図ります。また、医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置についても、同協議会のなかで協議するものとします。